

## 横浜創英大学 利益相反ポリシー

### (目的)

横浜創英大学（以下「本学」という）は、教育・研究に対する責務を全うしつつ、社会貢献を通じて、社会的責任を果たしていくことを目指していますが、これらのためには、産学官との連携が不可欠となっています。しかしながら、産学官連携活動では、本学及び本学の教職員に、利益相反等の問題が不可避免的に生じ得ることになります。

このため、本学の教職員が安心して産学官連携活動に取り組むことができるよう、利益相反等の管理における本学の基本的な姿勢と体制を定めることを目的とします。

### (定義)

本ポリシーにおいて、利益相反等とは、以下のとおり定義します。

- (1) 利益相反：教職員又は大学が産学官連携活動に伴って得る利益と、教育・研究という大学における責任が衝突・相反している状況
- (2) 責務相反：教職員が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態

### (対象者)

本学の専任教職員

### (基本方針)

教職員は、社会における産学官連携活動に携わる際に、連携活動に伴う個人的な利益、連携先の利益を優先し、大学の本来の使命である教育・研究を損なってはならない。

また、教職員は、社会から利益相反等の行為がなされているとの疑いを招くことがないように、透明性の確保に努めなければならない。

本学は、本学の教職員が、この方針に則って行動できるよう、利益相反等に関する規程を設け、利益相反管理委員会を設置するとともに、教職員から誓約書の提出と規程に基づく報告を求めます。

平成 29 年 8 月 1 日制定  
令和 6 年 6 月 1 日改正

新	旧
<p data-bbox="312 331 711 360">横浜創英大学 利益相反ポリシー</p> <p data-bbox="258 427 331 456">(目的)</p> <p data-bbox="280 474 762 875">横浜創英大学（以下「本学」という）は、教育・研究に対する責務を全うしつつ、社会貢献を通じて、社会的責任を果たしていくことを目指していますが、これらのためには、産学官との連携が不可欠となっています。しかしながら、産学官連携活動では、本学及び本学の教職員に、利益相反等の問題が不可避免的に生じ得ることになります。</p> <p data-bbox="280 898 778 1111">このため、本学の教職員が安心して産学官連携活動に取り組むことができるよう、利益相反等の管理における本学の基本的な姿勢と体制を定めることを目的とします。</p> <p data-bbox="258 1178 331 1207">(定義)</p> <p data-bbox="280 1225 762 1301">本ポリシーにおいて、利益相反等とは、以下のとおり定義します。</p> <p data-bbox="312 1319 770 1532">(1) 利益相反：教職員又は大学が産学官連携活動に伴って得る利益と、教育・研究という大学における責任が衝突・相反している状況</p> <p data-bbox="312 1599 780 1861">(2) 責務相反：教職員が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態</p>	<p data-bbox="880 331 1279 360">横浜創英大学 利益相反ポリシー</p> <p data-bbox="826 427 900 456">(目的)</p> <p data-bbox="849 474 1347 831">横浜創英大学（以下「本学」という）の教職員が、教育及び研究に関する社会的責任を果たしながら産業界をはじめとする社会との連携を推進する過程で生ずる可能性がある利益相反や責務相反の問題について、本学および教職員が取り組むべき姿勢と、対処する方針等を定めることを目的とする。</p> <p data-bbox="826 1178 900 1207">(定義)</p> <p data-bbox="849 1225 1347 1301">本ポリシーにおいて、利益相反等は以下のとおり定義する。</p> <p data-bbox="880 1319 1353 1581">(1) 利益相反：本学又は教職員個人が社会との連携活動によって得る利益や社会的責任が、大学における教育及び研究に関する責任と衝突、相反している状況</p> <p data-bbox="880 1599 1353 1861">(2) 責務相反：教職員個人が兼業活動等により企業等に対して生ずる職務遂行責任が、大学における教育及び研究に関する職務遂行責任と衝突、相反している状況</p>

<p>(対象者) 本学の専任教職員</p> <p>(基本方針)</p> <p>教職員は、社会における産学官連携活動に携わる際に、連携活動に伴う個人的な利益、連携先の利益を優先し、大学の本来の使命である教育・研究を損なってはならない。</p> <p>また、教職員は、社会から利益相反等の行為がなされているとの疑いを招くことがないように、透明性の確保に努めなければならない。</p> <p>本学は、本学の教職員が、この方針に則って行動できるよう、利益相反等に関する規程を設け、利益相反管理委員会を設置するとともに、教職員から誓約書の提出と規程に基づく報告を求めます。</p> <p style="text-align: right;">平成 29 年 8 月 1 日制定 令和 6 年 6 月 1 日改正</p>	<p>(対象者) 本学の専任教職員</p> <p>(基本方針)</p> <p>本学は、地域社会に貢献できる人材育成を教育理念としており、社会との連携活動を推進する。</p> <p>教職員は、社会との連携活動に携わる際に、連携活動に伴う個人的な利益、提携先の利益を優先し、大学の本来の使命である教育及び研究を損なってはならない。</p> <p>社会から利益相反等の行為がなされているとの疑いを招かないよう、透明性の確保に努めなければならない。</p> <p style="text-align: right;">平成 29 年 8 月 1 日 横浜創英大学 学長 小島 謙一</p>
--	--